

岩手医科大学医療専門学校歯科衛生学科試験規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学則第11条、第12条並びに第13条の規定に基づき、岩手医科大学医療専門学校 歯科衛生学科の試験に関し定めるものとする。

(試験科目等)

第2条 試験科目及び試験の実施については、学則第10条別表のとおりとする。

(試験の種類)

第3条 試験は、定期試験、中間試験、再試験及び追試験とする。

- (1) 定期試験とは、時期を定めて行う試験をいう。
- (2) 中間試験とは、担当教員の責任において随時行う試験をいう。
- (3) 再試験とは、定期試験に不合格であった学生に対して当該科目について、改めて行う試験をいう。
- (4) 追試験とは、学生が病気又は止むを得ない理由により定期試験を受けられなかった場合、その理由の消滅後に願い出により当該科目について行う試験をいう。

(試験方法)

第4条 試験は筆答、口答、レポート提出、製作品提出、実地諮問、その他の中から、担当教員が適当と認めた方法により行う。

(試験日)

第5条 定期試験は、前期及び後期の授業終了時に行う。ただし、試験科目の日程、時間割等は、その実施の1週間前に発表する。

- 2 再試験は、あらかじめ指定した時期に行う。
- 3 追試験は、学業成績判定までに行う。

(受験資格)

第6条 各授業科目の所定履修時間の3分の2以上出席しなければ、定期試験を受験することができない。

- 2 所定の製作品の提出がない時は、定期試験を受験できない。

(再・追試験受験手続)

第7条 再試験を受けようとする場合には、所定の再試験願(様式8号)を提出して、担当教員の承認を得なければならない。

- 2 追試験を受けようとする場合には、理由書(病気の場合は医師の診断書、止むを得ない理由による場合にはその理由書)を添えて、所定の試験欠席届(様式第7号)及び追試験願(様式第9号)を提出して、担当教員の承認を得なければならない。

- 3 再試験料は1科目 2,000円、追試験料は1科目 500円とし、その都度前納しなければならない。

(評価)

第8条 試験の成績は、各科目毎に100点満点とし、60点以上を合格とする。

- 2 再試験科目の成績は最高評点を60点とする。
- 3 追試験の成績は、その得点より1割を減じたものを評点とする。
- 4 各科目の成績は、次のように評価するものとする。

評価(略号)	優(A)	良(B)	可(C)	不可(D)
評点	100~80点	79~70点	69~60点	60点未満

(進級)

第9条 試験に合格した者は、教員会議の議を経て進級とする。ただし、不合格科目がある場合は、教員会議の議を経てその不合格科目の再試験を行い、これに合格すれば進級できる。

- 2 自由科目は、進級の判定科目から除くものとする。
- 3 所定の試験に不合格となり進級できなかった場合には、留年した学年において行われる全ての講義・実習に出席し、所定の試験を受けなければならない。
ただし、自由科目については、既に単位を修得している場合、留年した学年における履修科目から除くものとする。
- 4 追試験・再試験による合否の判定は、同一年度内に行うことを原則とする。

(卒業)

第10条 学則第10条に定める所定の課程を修了した者は、教員会議の議を経て学校長が卒業を認定する。

- 2 不合格科目があったときは、教員会議の議を経て、その科目に合格するまで卒業を延期することがある。ただし、自由科目は除くものとする。

(罰則)

第11条 試験に関して不正があった場合は、学則第29条により懲戒する。

(規格外事項及び規程の改廃)

第12条 この規程に定めのない事項及び規程の改廃は、教員会議の議を経て校長が定めるものとする。

附則

- 1 この規程は平成15年11月5日制定し、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日 一部改正
- 3 平成23年4月1日 改正
- 4 平成29年4月1日 進級規定の一部改正